

裁判員等経験者の意見交換会議事録

日 時 平成29年7月6日午後2時00分から午後4時00分まで

場 所 水戸地方裁判所裁判員候補者待機室

出席者 司 会 垣 内 正（水戸地方裁判所長）

裁判官 寺 澤 真由美

検察官 大 川 宗 賢

弁護士 石 橋 真 一

裁判員経験者1番 男性60代（以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 女性40代（以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 男性60代（以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 女性60代（以下「4番」と略記）

裁判員経験者6番 男性40代（以下「6番」と略記）

補充裁判員経験者7番 女性30代（以下「7番」と略記）

補充裁判員経験者5番（欠席）

報道関係者 茨城新聞，朝日新聞，共同通信

1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	02
2	裁判員等を経験されての大まかな感想・・・・・・・・	03
3	法廷での審理に関する感想，意見・・・・・・・・	06
4	評議に関する感想，意見・・・・・・・・	10
5	裁判員裁判の負担について・・・・・・・・	14
6	検察官等からの質問・・・・・・・・	17
7	これから裁判員等になれる方へのメッセージ・・・・・・・・	19
8	報道機関からの質問・・・・・・・・	21
9	最後に・・・・・・・・	24

1 はじめに

司会

水戸地方裁判所の所長を務めております垣内と申します。今日は司会を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。最初に、本日の意見交換会の二つの趣旨について、簡単にお話ししたいと思います。

一つ目は、裁判員制度が始まりまして8年が経っており、県民の皆様の御協力のおかげで、概ね順調に運用されていると思っておりますが、制度を長続きさせるためには、常に見直すべき点を見直して、より良いものに改善していかなくてはなりません。そこで、今後の裁判員裁判の運用などの改善を検討していくためには、実際に裁判員裁判を経験された皆さんから率直な御意見や御感想をお伺いするのが重要だと思っております。

二つ目は、まだ裁判員等候補者になっていない県民の方々がたくさんいらっしゃいます。そういう方々から見ると、一体どういう制度なんだろうとか、果たして選ばれたときに自分たちがやっていけるのだろうかとか心配しておられる方々も少なくないと思います。そういう県民の皆さんに、実際に裁判員裁判を経験された皆さんの率直な御感想、御意見といった生の声をお伝えすることができれば、これから参加される県民の皆さん方も不安が少なくなって、負担感も減るのではないかと思います。

今、申しましたような二つの趣旨で今日はお話を伺いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず最初に、今日出席していただいている検察官、弁護士、裁判官から自己紹介をしていただこうと思います。

検察官

水戸地方検察庁の検察官の大川と申します。私は今年の4月に水戸に参りました。水戸に来て、裁判員裁判を主に担当するようになっておりますが、ここ5年くらいは捜査を担当しておりまして、4月にこちらに来て、久しぶりに裁判を担当してい

るというような状況になっております。

裁判員の皆さんがどのようなことを考えて裁判に参加されているのか、率直な意見を伺えるのを楽しみに来させていただきました。今後の裁判に活かしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

弁護士

茨城県弁護士会の石橋と申します。裁判員裁判のアンケートを見ますと、弁護人の評判があまりよろしくないようです。今日のお話をお伺いいたしまして、弁護士会としても弁護活動の参考にさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

裁判官

水戸地方裁判所刑事部の部総括裁判官を務めております寺澤と申します。この4月に水戸地方裁判所に異動して参りました。私は裁判員裁判が始まってから概ね継続的に携わっておりますけれども、各事件ごとに試行錯誤しながらやっているという状況です。

今日は皆さんの貴重な御意見をいただきまして、今後の執務の参考にしたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

2 裁判員等を経験されての大まかな感想

司会

それでは、話題事項の一つ目に入りたいと思います。裁判員、補充裁判員を経験されての大まかな印象、感想などをお話しいただきたいと思います。事件の特色がございますので、それぞれお話しいただく前に、皆さんに担当いただいた事件について、私の方から簡単に紹介をさせていただきます。

まず、1番の方が担当された事件につきまして御紹介をしたいと思います。1番さんが担当された事件は、被告人は、かねて元妻側の原因で離婚に至り、元妻が子供を連れて家を出て行ったために跡継ぎを失ったなどと考えて、長年に渡って元妻に恨みを募らせていたところ、被告人が仕事を辞めて、気分が落ち込む生活を送る

中で、再婚した元妻の家で焼身自殺をして、その世間体を悪くさせようなどと考えて、自分の子と元妻らが住む家に灯油をまいて放火をして、家を全焼させた、ただ、被告人は一命を取り留めたという、現住建造物等放火の事件です。事実関係自体について、被告人は自白して認めていたという事件になります。

1 番

どうやって刑を決めるのかなというのが、最初は疑問でした。疑問に思いながら勉強させていただいたんですけれど、裁判官が判例などをよく説明をしてくださったので、非常に分かりやすく説明を聞くことができた感じでした。

司会

引き続きまして、2番さんが担当された事件ですけれども、この事件は、約4か月の間、覚せい剤あるいは覚せい剤様のものを30名以上の顧客に対して、数百回に渡って譲渡していた、それから、密売目的で覚せい剤約60グラムを所持していた、併せて大麻やMDMAも所持していたという、麻薬特例法違反の事件です。この事件も、被告人は事実は認めていたという事件となります。

2 番

私も裁判所に来るのも初めてで、ドキドキしながら来たんですけれども、裁判官の皆さんをはじめ、係の方がすごく親切に、丁寧に、こういうふうにやればいいんですよっていうのを説明してくださって、評議のお部屋で全てお話し合いはするから、持ち帰らないで、この場だけでいいですって言っていただけました。

最初に選ばれたときには、覚せい剤とか、普段は周りにはない生活をしていましたので、どんな刑なんだろうとか、何も分からない素人にそんな判断ができるんだろうかっていう不安があったんですけれども、評議の場では話しやすい雰囲気を作っていて、ちゃんと自分の意見も言えて、4日間という短い間だったんですけれども、同志みたいな形ですごくいい経験をさせていただいたなあと感じましたので、裁判が終わった後、そのときの感想や経験したことなどを周りに話したりしました。

司会

3番と4番の方は同じ事件を担当してくださいました。被告人は、共犯者2名と共謀の上、深夜、コンビニエンスストアにおいて、店員二人に対して、金属バットで殴るなどの行為を行って、けがを負わせて、現金約11万5000円を奪ったというものです。なお、被告人は犯行時、少年でしたが、裁判時には成人になっていたという事件です。この事件も、被告人は事実は認めているという事件になります。

3番

この裁判を担当することになって、4日間で本当に、担当した私たちが刑罰を与えることができるのかなということを思いながら、裁判に参加をしてきました。

どのように審理をしていくのかということも初めてで、そういうことを、これから裁判員になる方へ前もって広めていただければ、もう少し心理的に楽になるんじゃないかと思います。

4番

私は、裁判員として参加させていただくまでに、裁判や法廷などは全く無縁のことで、専門的知識もありませんでした。今回、裁判員として参加させていただき、裁判が始まって判決が出るまでの間、裁判官と裁判員で十分な評議がなされて、裁判長が法廷での審理を基に一つ一つ丁寧に説明してくださって、評議が進められました。

判決が出るまでの裁判の流れが理解でき、自分なりに裁判が身近なものと感じられるようになり、司法に対しても理解が得られたような気がしました。経験してよかったと思いました。

司会

6番と7番のお二人も同じ事件を担当していただきました。ある夫婦の下で、被告人と被害者が共に生活をしていたところ、被告人は、被害者がその夫婦が取り決めた生活上の約束事を守らないということにいら立ちを募らせて、被害者に対して真意を問い質そうとしたところが、被害者が頑なな態度を取ったために、殺意を

持って、手ぬぐいで被害者の首を絞めつけて、被害者を殺害したという殺人事件です。この事件では、被告人の首を絞めた行為と、被害者の死亡との間に因果関係があったのかという点と、被告人に殺意があったのかという点が争われていた事件です。

6 番

今までの皆さんと同じで、裁判は初めてですし、何をしたいのか、何をしゃべりたいのか丸っきり分からない状況で来ましたが、選ばれた皆さんと一緒に裁判をして、最終的にみんなで評決を出すことになる過程というか、いろいろな経験ができたと思っております。

事件後、この経験をしたことによって、新聞に記事が出ると、目を通すようになりました。今までは全然関心がなかったんですけど、ああ、こういう事件があったんだとか、ああ、こういうときの裁判員の人ってどうなんだろうとかっていう、やったことがあるからこそ違う見方ができるようになったというか、そういうことは変わりました。

7 番

私もこの裁判員裁判というものを経験して、いろいろな意味で考え方が変わったと思います。ニュースなどを見るようにもなりましたし、新聞の裁判員裁判っていう文字を見ると、あつていう感じで、気に留めてニュースの記事を読んだりとかするように、今までは全く読んでなかったのですが関心を持てるようになりました。経験をして、本当に私はよかったと思っております。

3 法廷での審理に関する感想、意見

司会

それでは二つ目の話題事項になりますが、法廷での審理に関する御意見や御感想、印象に残ったことがあれば、それを伺いたいですし、分かりにくいなと思った点、感じた点がありましたらそれも伺いたいと思います。それから、できれば見たくなかったような証拠、あれはちょっととお感じになったものがあれば、そのこともお

伺います。

また、裁判員や補充裁判員をやっていて、怖いなど思ったことが、もしおありになったならば、そのこともお話してください。今申し上げた事項全部ではなく、あったことだけお話しただければ大丈夫でございます。

2番

やはり法廷自体が初めてなんで、どのように法廷へ入ったらいいんだろうとか、どきどきすると思っていたのですが、A、B、C、D、この順番で、それに従って進めばいいというのが決まっているのは、すごく整然としていて、とても印象に残ってます。分かりにくい点というのは、その都度、裁判官が説明してくださいますし、そんなに分かりにくいと感じたことはなかったです。

証拠品なども、私の場合は、事件が麻薬の密売人というところで、血が流れたりとかそういうこともない書類だけだったので、普段目にはしないものだったんですけども、特に後からフラッシュバックして怖くなったとか、そういうこともなかったもので、特に見たくないものもなかったです。

3番

法廷での印象は、報道で見るのと丸っきり同じだなんていうものでした。審理に立ち会うというのも初めてですし、どういうところで審理をするのかなっていうところもありましたが、一つ一つ細かに裁判官が見方や他の判例を教えてくれたので、勉強になったと思います。

司会

この事件は、3人の少年による犯罪ですよ。その3人の少年がどんな役回りをしたかというようなことについて、法廷で検察官がお話しされたり、弁護人がお話しされたりしたと思うんですけど、そういうお話は大体分かりやすかったですか。聞いていてお分かりになりましたか。

3番

ええ。その辺は分かりやすく感じました。あと、今回の事件の起訴状の中身につ

いてですが、私たちが理解しやすい文章で起訴をしていることは、よかったなと思います。

4番

法廷に入ったのは今回が初めてで、とても緊張しました。印象という点では、自分が裁判員として高い位置におりますので、全体を見渡せるわけなんですけど、なかなかまともに見渡せないっていうか、下を向いてメモを見ながら、検察官のお話を聞いていました。

検察官のお話は、大体理解はできるんですが、何しろ緊張していますので、全てよく頭に入っていきっていくわけにはいかないんで、それなりの資料をいただいた方がいいなと思いました。

それと、分からなかったことは、すぐその後の評議のときに裁判長から丁寧に説明があったので、一つ一つ理解しながら進めていくことができたと思います。

あと、今回の裁判では、コンビニ強盗の現場の防犯ビデオの映像が流されました。バットでコンビニの店員さんを殴っているというのが出てきたんですが、声がなく映像だけだったので、恐怖感が違ったのかなというふうに思います。映像だけ流していただいてよかったんじゃないかなと思いました。

6番

印象に残った点は、テレビみたいだなと。それが一番大きく感じました。分かりにくい点とか、できれば見たくなかった証拠というのは特にはないんですけど、逆に、できれば見たかった証拠というのが、被害者の関係は全部イラストなんですよ。実物の写真では、体調を崩される方もおられるということでしたが、自分は逆に実物を見せていただいた方が、より真剣にというか、真摯にというか、対応できるんじゃないかなと思いました。

司会

おっしゃっているのは、亡くなった被害者の解剖の所見の書類のことですよ。それが、写真ではなくて、イラストが出てきていたと、こういうことですね。

6 番

はい。

7 番

私は印象に残った点は、正直、被告人の顔だったんですけど、多分この方の顔は一生忘れないだろうなという、それが一番印象に残ってます。

分かりにくいと思った点は、結構専門用語が出てきたりするんですけど、後から、裁判官が、それは何ですかみたいな感じで聞いてくださるので、その辺は特に分かりにくいと感じた点はなかったです。

あと、できれば見たくなかった証拠なんですけど、それも特になくて、私もお隣の方と一緒に、イラストよりは写真の方がよかったのではないかと思います。

司会

今、専門用語のお話が出ましたけれども、この事件では、解剖をしたお医者様に亡くなった原因についてお伺いしていますが、その時に、お医者様から専門用語がいっぱい出てきたということですか。

7 番

そうですね。あと、検察官が話す言葉だったり、あと弁護人が話す言葉が難しかったりすると、それは何ですかというふうにちゃんと聞いてくださっていたので。

司会

裁判長が皆さんが分からなさそうな言葉を、お医者様なり検察官なり弁護人に聞いていたということですね。

7 番

はい、そうです。

司会

そうすると、もう一度、お医者様も検察官も弁護人も分かるように説明してくれたんだと、こういうことですか。

7 番

はい，そうです。

1 番

法廷での感想ですが，私も初めて経験させていただいたんですけど，裁判官が人を裁くというのはこんなに難しいのかなということで，日々のお仕事大変だなというのを常に感じました。

あとは，見たくない証拠品というのは，私は担当したのが放火なので，家が燃えるとかその辺の写真でしたので，特にそういうことはなかったです。

司会

特に，弁護士なり検察官なりの主張，説明も分かりにくいところはなかったですか。

1 番

特に分かりづらいということはなかったですね。

4 評議に関する感想，意見

司会

それでは，次に評議をしていただいての御感想，御意見を伺おうと思います。時間配分や雰囲気はいかがだったでしょうか。判断が難しいと感じられたことはありましたでしょうか。その他にも，関心のあったことがあればお伺いしたいと思います。

3 番

判決までの時間配分については，私たちも初めてなので，配分と言われるとそれが配分になっちゃうのかなと思いますけど，私たちが聞きたいものも答えていただいたし，時間的にはたっぷりあったような気がします。

難しい点というと，これで正しいのかどうかという，判決の重さっていうか，そこが難しいなと思って臨んでいました。最終的には，裁判官から似たような判例を示してもらい，私たちもそれに沿ったような判決内容になったかと思いますが，これがいろんな裁判の判例になると思うので，そういうところが将来的には，精神的

に苦痛というか、判決を下した重さが人によっては重く捉えるというのはあるのかなって思います。

司会

それは、裁判員として参加されて、後で、あの時、刑を自分たちで決めたんだという思いが残ると、そういうことですか。

3番

そうです。多分そういうふうになるかなという感じです。

司会

評議のときは、大体おっしゃりたいことはおっしゃれていた感じですか。

3番

はい。被告人に対して、聞いてみたい部分は裁判官の方から、じゃあ聞いてくださいというふうに言われたので、判決としては、そういうものを含めて考えられたと思っています。

4番

評議時間については、長くなる場合は適度に休憩なども挟みながらできたので、適切だったと思います。

それで、裁判長が一つ一つ丁寧に説明してくださって、一人一人が自分の意見を述べることができたと思います。雰囲気もよかったと思っております。裁判長の配慮とか、温かい人柄が感じられました。

あと、判断が難しいと思ったのは、私個人の感情が出てしまうということです。今回の事件は、被告人が二十歳くらいの若い男の子だったんですが、自分が親世代というような、そういう自分の感情も入ってしまうような感じになってしまい、量刑を判断する時には非常に難しいんだなということを感じました。

司会

この事件、量刑が難しいんじゃないかと私も資料を見て思うんですけども、皆さんの意見を伺って、なるほどなと思ったり、あるいは自分の意見をお話しさ

れたりというのは、割とスムーズに言いたいことが言い合えるような感じでしたか。

4番

はい。とても雰囲気もよく、皆さん本当に率直にお話できたと思います。私の場合は、やはりまだ若い被告人だったもので、これから先長い人生を送っていくのに、きちんと更生してほしいということも込めて判断させていただきました。でも、一人の人生を決めるということは、本当に、非常に難しいものがあるなと感じました。

6番

すごく充実してできたと思います。こういう発言はどうかと思うんですけど、評決、評議とかに関しては和気あいあいとできて、意見をいろいろぶつけ合わせながら、ちょっと脇道にそれたりすると、裁判長とか周りの方が話を戻してくれたりして進められたと思いました。

判断が難しいかと感じるかと言われると、難しいのは難しいと思うんですけど、それを和気あいあいとやっている中で皆さんで話し合っていたので、個人的には違うなということもあったんですけど、それが反対意見で上がってくれば、ああ、そうかと納得し、それを一個一個つぶしていくことによって難しさがだんだんなくなり、自分的には難しいなと思ったり、感じたところは一切なくできたと思います。

7番

私は予定表を最初見たときは、長いなというのが正直な感想だったんですけど、一緒に経験した方々も雰囲気がすごくよかったので、結構あっという間に話し合いも終わり、ちょいちょい休憩もあるので、すごい辛いなと感じたことはなかったです。

あと、判断が難しいと感じた点なんですけど、私、補充裁判員だったんですが、その立場だったからなのか、特に難しいと感じたことはなかったです。きっと裁判員の方々は、最後に量刑を決めなきゃいけなかったりというのがあるので、そこは難しいと感じるのかなとは思ったのですが、客観的に見れる部分もあったので、そうやって感じたことは特にありませんでした。

司会

6番さん、7番さんの事件は、ちょっと不思議な感じの事件のように私も思ったのですが、そういうものでも割と皆さんで話し合っていると、一つ一つ納得して先へ進めた感じでしたか。

6番

そうですね。

7番

真相は分からない部分もあるけど。

6番

闇のまま、謎のままのところは残しつつ、先へ進まないという感じで、結局はそれがまとまったということで、何とか大丈夫でしたね。

司会

周辺の様々な事情について、この話は、この辺まで分かれば先へ進めるねというところで、先へ。

6番

そうです。みんなで納得して、この話はなしじゃないですけど、この話は置いて、次のこっちへ進もうかみたいな感じで、皆さんでできたので、一人、二人が引っ張っていくじゃなくて、みんなで、じゃあ分かりましたという感じでした。

1番

私を感じたことは、評議に入る前にお部屋の方で、判例なんかをよく見ますよね。その時間をもう少し取っていただければもっとよく分かったのかなという感じがいたしました。

司会

これまでの判決の傾向とかについての資料とかを、もうちょっと丁寧に見ておきたかったと。

1番

もっと時間を長く取っていただきたいと思いました。

司会

お話し合い自体はどうか。この事件は、量刑をどうするかというのも議論になったかと思うんですけど、それ自体は割とスムーズに行けましたか。

1 番

ええ、行けました。行ったんですけど、ただ、さっき申しましたように、もっと判例を見せていただければ、自分で判断しやすいのかなと思いました。

2 番

最初に配分スケジュールを見て、こんなにきちんと行くものなのかなと思ってたんですけど、割と不思議に、話し合いもしながらちゃんと進んでいって、裁判官の皆さんが誘導してくださったこともあります。みんなもちゃんと意見を言いながらできた裁判だったんじゃないかなと思いました。

判断が難しいというのは、個人の感情がどうしても入りがちになったり、私の1票でそれが決まっていいいのかとか迷いはありました。でも、裁判官がこういう事件でこれぐらいの刑があったんだという時間も取っていただいて、他の事件と、全く同じ事件はないので、みんながそれぞれ頭を悩ませて評議したんですけど、反対の意見も賛成の意見も言いやすい評議だったと感じてます。

5 裁判員裁判の負担について

司会

裁判員裁判の負担についてお伺いしたいと思います。職場や御家族の方との日程調整とかで御苦労したところがあったかどうか、それから、こういうところをこういうふうに改めてもらったら、もっと参加しやすいなどお気付きのところがありましたら、お話を伺いたいと思います。

6 番

日程調整は、職場の理解もありましたし、家族も貴重な経験なんで一生懸命やってきなさいという感じで送り出してくれたんで、特に苦労はなかったです。参加し

やすくするための改善は、これは多分ここに来て、当たった人じゃないと分からない感情だと思うので、事前にどれだけいいことというか、こういうメリットがありますよというようなことを言っても、そのことを味わった人じゃないと分からないような気がするので、特に改善するところはないかなと思います。

司会

それは、今日の最初に、なかなかやりがいがあって、参加したことは有意義だったと思うというようなお話が出ていましたけど、それは話を聞いてもなかなか伝わらなくて、実際に出てみないと分からないということですか。

6番

多分、やらないと分からないと思うんですよ。幾らこっちで言っても、結局は言わされてるんじゃないのと、もしかしたら、思う方がいるかもしれないじゃないですか。だから、やってみないと分からないから、やった人が一生懸命伝えるんですけど、結局、やった後にどう伝えるかということじゃないですか。自分たちが裁判員の全部の日程が終わった後に、こういうふうに伝えるのが改善策だと思います。

7番

私は苦勞した部分がありまして、仕事はしていないんですけど、3歳の息子がいます。保育園にも行っていなかったんで、一応案内が届いた時に、保育園の案内状みたいなのが入っていたのですが、水戸に住んでいるわけでもなく、土地鑑もないので、一応書いてあるところに問い合わせも何件かはさせていただいたんですが、その日はいっぱいだったり、何日と何日だけだったら大丈夫ですという回答が多かったので、結局ネットで自分で探して、こちらの裁判所からも近い保育園を、無認可だったんですが、別に大丈夫かなと思って預けたんですけど、子供に何だか保育園に対して少しトラウマみたいなのができちゃったみたいなんです。今日も、これ行ってくるねっていう話をしたら、保育園は行きたくないみたいな感じで、もう幼稚園に行ってるから大丈夫だよとは言ってきたんですけど、保育園に対して、どうやらトラウマができてしまったようです。

司会

今はもう幼稚園へ行かれていますね。

7番

行ってます。元気に行ってるんですけど。私も自分の親が近くに住んでるので何日かは頼めたりはしたんですけど、近くに親が住んでいない子育て中のお母さんがこういう裁判員に当選してしまったら、ちょっと大変かなと思いました。あとは、保育園も本当に場所がどこにあるかも分からないので、詳しく教えてもらえればよかったのかなというのがありました。

司会

案内の紙は入れているんですけども、十分なものでなかったみたいなので、改善しないといけないということですね。どうもありがとうございました。

1番

私ももう定年になりましたので、全然負担ということにはなかったんですけど、感想を言いますと、すごくいい経験をさせていただき、人を裁く難しさとかいろんなことを勉強させていただきました。大変ありがとうございました。

2番

私も、職場の方は、国民の義務なので、当たったならばしっかりやってきなさいと言っていたので苦労はしてないんですけども、ただ、私は県の端っこの方に住んでいて、すごくたまにしか水戸に来ないので、当たってしまったから楽しんで来てたんですけども、朝起きられるかなとか、遅刻しないで来れるかなというのはどきどきしておりました。そしたら、私ぐらいかなと思ったら、たまたまその裁判のときに、同じ市からいらっしゃってる方がもう一人いらしたので、自分だけ大変なわけじゃないと思ってやっていたんですけども、茨城県はとても広いので、水戸に招集されるというのが負担になる人は大分いるだろうなとは思いますが。仕方がないことではあると思うんですけども、距離が負担になるというのは少しだけありました。

3番

私は今、常勤で勤めているので、仕事の関係からいくと、候補者名簿に名前が載ったときに、4月から何月までに当たりますよとか、7月から何月までの裁判があるときに当たりますとか、そういうものがあれば、会社勤めをしている人にとっては日程の調整が付きやすいのかなと思いました。繁忙期だとか繁忙期じゃないとかっていうのも会社によってはあるだろうから、その辺も組み入れていただければ、参加しやすい人が増えるのかなって思っています。

4番

私の場合は、自営業ということで、日程の調整は仕事の都合を自分なりにつけるということができたので、問題はありませんでした。

あと、参加しやすくするために改善した方がよいところというのは、まだ裁判員制度について、名前は知っていても、どういう内容とか、どういうことをするとか、詳しいことを知らない人が多いと思うんですね。実際、誰が当たるか分からないので、もうちょっと多くの方に知っていただけるような、例えばマスメディアを利用したりとか、何かそういうふうな方法で広報活動をしていった方が、当たったときに参加しやすくなるのかなと思います。例えば、日にちなんかも何日ぐらいはかかりますよとか、そういうこともある程度、皆さんに知っていただけた方がいような気がしました。

6 検察官等からの質問

司会

少し戻りますが、法廷での審理について、検察官、弁護士、裁判官の方から、お聞きしたいことがあれば、お話しいただけますでしょうか。

検察官

皆さんの率直な御意見をお伺いして、今後どう参考にしていくかとずっと考えていました。立証責任を負っている検察官は、最初の冒頭陳述のメモとか、あと最終的な論告のメモをお出しして、さらに口頭で説明をするようにしていますが、皆さ

んが体験，経験された裁判員裁判で，こういう言い方やこういう書き方をしていると全然頭に入ってこないんですと思ったり，また，こういう書き方をしてもらったので，すんなりと頭に入ってきましたという経験がありましたら，お聞きしたいと思っております。

4番

法廷では緊張してますので，言葉だけで述べられてもなかなか頭にすっと入らない部分もありまして，メモの中で図で描いてあったりとか，そういう説明があったので，よかったのかなって思いました。

検察官

検察官としては，メモに書いてあることをもう少し広げて読むことを意識しているんですけど，その効果があったというような感想でしょうか。

4番

はい，そうです。

検察官

メモに書いてないことが急に出てくると，分からなくなってしまいますか。

4番

いや，それはそれで分かる部分もあると思うんですが，理解するのに，すぐぱつと頭に入ってこないこともあるので，メモなどがほしいと思います。

司会

それでは，石橋弁護士お願いします。

弁護士

先ほどビデオのお話がありました，弁護人からすると，本当にビデオを出すのがいいかどうか，どのように出したらいいのかをかなり検討しまして，あの形になったという経緯がありました。そこで，ビデオに関して，何か印象に残ったことがありましたか。

3番

音声がなかったです。私だけかどうか分かりませんが、音声が入ってくると感情的に辛いのかなって思いますね。音声がなかったから、証拠として見られたっていう。

弁護士

検察官の論告はかなり形式がまとまっているんですけど、弁護人の弁論はばらばらで、すごく簡単な事件と、ものすごく詳しい事件といろいろなんです。その辺、弁論のメモを見たときにどう感じたか、御感想をお願いします。

司会

弁論のメモというのは、弁護人の方で書かれた論告に対する弁論、最後の方で作っておられるメモですね。メモの枚数はそれぞれの事件で弁護人が違うので違うんだと思いますが、それぞれ御自身の事件で見た弁護人のメモについて、御感想をお願いします。

6番

自分たちが見てる弁論要旨のメモなんですけど、自分としては、ちょっとずれてるのかなというところがありました。弁護人がこの事件に対して弁護するべき一番重要なところが、ちょっとずれてるのかなという感じがしました。

読みやすさというのは、全然問題ないと思うんですけど、全体的に見て、そういう感じを受けました。

4番

今回の事件に関して弁護人のメモを見ると、犯人の事情のところ、私たちが感じたのと少し違う見方をしているのかなと思いました。

司会

文章の見やすさとかはどうですか。文章の読みやすさとかは大丈夫でしたか。

4番

それは大丈夫でした。中身についてだけで。

7 これから裁判員等になられる方へのメッセージ

司会

それでは、これから裁判員、あるいは補充裁判員になられる方へのメッセージをお伺いできますでしょうか。

1 番

メッセージは、特にはないんですけど、ただ、すごく私にとっては勉強になる1週間でしたね。人を裁く難しさ、それと皆さんと意見を聞き合っただけで刑を決めていくことを、今まで経験したことがなかったのですごく勉強になりました。あと、裁判官のお仕事の中身が少し分かったような気がします。

2 番

先ほど6番の方がおっしゃられていたとおり、この場に来て、自分の番号があって、その日に来てくださいと言われた人じゃないと分からないことってすごくあると思うんですね。私はすごくいい経験をしたと思うので、まずはやってみて、ネガティブに考えないで、まず元気に、身一つで来てみれば何か違ったことがまた始まるんじゃないかなって捉えてほしいなっています。

3 番

私の職場の人が今年、裁判員候補者に当たりまして、2年連続で同じ職場から裁判員裁判をやることになるのかなと今は思っています。その方には、社会に貢献することができますよと伝えました。私たちが社会でどれぐらいの貢献ができるかわかりませんが、一人の人間として被告人の更生に関わることができるのであれば、大きな貢献につながるだろうと思っていますので、是非多くの方が参加できるような改善があれば、もっと身近な裁判員裁判ができるのかなと思っています。

4 番

裁判員として参加することで、裁判やその量刑が決まるまでの流れがよく理解できました。また、司法に対しても自分なりに理解が得られたし、とてもよい経験ができたと思います。お仕事がお忙しい、特に若い20代、30代ぐらいの方にも是非参加してほしいなと思いました。

6 番

やってみると大変なこともあるし、人の人生を決めることではあるので苦しいこともあるけど、すごく楽しいです。だからとりあえず、拒否するのは簡単だけど、やってみる価値は大いにあるよということを伝えたいです。

7 番

普段では絶対にあり得ない世界観を感じられるので、絶対にやった方がいいと私は思っています。普段の考え方とかもいろいろ変わるので、本当に経験してほしいなと思います。裁判の全部が終わった日に寂しいなってすら思いました。

8 報道機関からの質問

司会

それでは、取材をいただいている記者の方々から御質問を受けて、お答えいただくと思います。

茨城新聞

それぞれの方が担当された裁判で、検察官と弁護人のどちらの説明が御自身にとって分かりやすかったですか。また両者にここをもっとこうしてほしいとか、改善してほしいっていう点は何かあったかどうか教えてください。

3 番

検察側の論告の中身はこうですと、弁護側の弁論はこうですと、その整合性や違いについては、裁判官から違ってきますよというアドバイスをいただいています。

司会

裁判官から両方の主張のかみ合わせのようなことをやっていただいたようですが、それぞれの主張自体は、そんなに分かりにくいところはなかったですか。

3 番

そうですね。ただ、主張の捉え方がそれぞれ違うことは仕方ないのかなと。ただ、それがどこで整合性を、この事件の確かな部分を見つけ出すことができるのかなと思いました。

7番

私はどちらかと言うと検察官の説明の方が分かりやすかったです。両者に改善してほしい点というのは特にはないんですが、弁護士の声が聞き取りづらいことがあったので、そこが分かりづらいときがありました。

茨城新聞

実際に裁判員裁判に関わって、テレビでの報道とか、新聞とかの報道を見て、どのように感じたかをお聞かせください。

司会

審理の途中なり、判決の後なりの新聞報道を見て、何か思ったことがある方いらっしゃればお願いします。

6番

新聞で読みましたが、率直な感想としては、こんなに簡単な記事になってしまうんだなと。自分の中では言いたいことが山ほどあって、自分が記事を書いてくれと言われたら、新聞一面じゃ収まりきれないほどのことを書きたいと思うんですけど、実際に新聞の記事になると、こうも小さく、簡潔になるのかと思いました。だから、新聞記事だけを見て、この人悪いよねとか、この人よくないよねっていう世間一般のイメージになってしまうのは、やったからこそ言えることなんでしょうけど、そういう目では他の記事も読みたくないなって思いました。

司会

事件の中にある様々な事情を一旦知ってしまうと、他の事件の記事を読んでも、いろいろあるんだろうなと思うようになるということですか。

6番

そうです。何か裏側を軽く見ないようにというか、受け止め方が変わりました。

4番

逆に私の場合は、自分が関わった裁判が記事になるまでにはいろんな工程があったことも全部把握できました。逆に他の新聞記事を見たときに、この記事が作られ

るまでに私たちがやったような裁判のことを思い出して、いろんな経緯があったんだらうなっていうことを推測じゃないけど、考えるようになりました。

共同通信

3番、4番の方に教えていただきたいんですが、コンビニ強盗がバットで殴ってるところの映像を見せられたけれども、音が入ってなかったのもそれほど怖くはなかったと話されましたが、もし、防犯カメラの映像が鮮明だったら見つかったとか、そういうことはありますか。

司会

3番、4番の方、先ほどお話にあったように、コンビニの防犯カメラの映像を音なしで見られたとのことですが、結構よく映ってましたか。ぼやっとしてましたか。

3番

いや、普通に見られてますね。ぼやけたっていうことではないですね。

共同通信

どのぐらいの力でやったとか、そういうのはどうですか。

4番

バットで殴ってる様子も結構鮮明に分かりました。ただ、今回は殺人ではないし、血が流れてるところもなかったし、声もなかったし、すごく強く殴ってるのかなと感じましたが、そこまで恐怖はなかったです。

共同通信

映像を見る前と見た後で、事件に対しての印象はどう変わりましたか。

4番

それは、実際に殴った現場というんですか、事実を自分の目で確認したことで、一歩間違えば人の命にも関わるようなことをしたんだなと感じました。

朝日新聞

4番の方にお伺いしたいんですが、先ほどの防犯カメラの映像を音声なしで見たけれど、恐怖は感じなかったとおっしゃっていましたが、それは映像が短か

ったからなのか、あるいは音声がなかったから、そこまで恐怖を感じなかったのかどちらでしょうか。

3番

短くはないです。

4番

何度か殴ってる様子を見ました。私にとっては、音がなかったのもそれほど恐怖感はなかったと思います。

朝日新聞

6番と7番の殺人事件に関わったお二方にお伺いしたいんですけれども、証拠で御遺体の写真ではなく、多分イラストを見たと思うんですけれども、その点に関して、イラストの方がよかった、あるいは実際の写真を見てみたかったのか、答えられる範囲でお願いいたします。

6番

自分は、イラストよりは写真を見た方が、より真剣に、より被害者のことを考えながら、その後の話し合いができたのではないかなと思っております。

7番

私もイラストよりは写真の方がよかったと思います。でも、全身とかではなく、部分的な写真という感じです。

9 最後に

司会

それでは、法曹三者から一言ずつ、今日話を聞いていただいて、御意見があれば伺いたいと思います。

検察官

今日はありがとうございました。皆さんのお話を聞いて思い出すのは、私が検事に任官してから裁判員裁判が始まったんですけれども、そのころ、広報活動で裁判員裁判の宣伝をたくさんしましたが、今、皆さんの話を聞いていまして、その成果

を実感することができました。あと、その当時に皆さんに事件のことを考えてもらえるきっかけになる制度ですと宣伝していたやっぱりそのとおりだったと感じました。本当に有意義な話を聞かせていただいたと思います。

今後も、検察官としては罪を問う側になりますので、きちんとした立証をして、きちんと皆さんに分かってもらえるように精進していかなければなと思いました。今日はありがとうございました。

弁護士

今日は、貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。厳しい御意見も含めまして、今後の弁護活動の参考にしていきたいと思っています。

裁判官

今日は、いろいろと貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。皆さんの御意見を聞いて、広報活動の在り方でありますとか、裁判員裁判の運営などについて大変参考になる御示唆をいただいたと思っています。今日の内容を今後に生かしていきたいと心から思いました。どうもありがとうございました。

司会

どうもありがとうございました。これで終了したいと思います。